八の二　法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ラ、ウ及びノに掲げるものを除く。）

［ロ～ト　略］

九　法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びノに掲げるものを除く。）

［ロ・ハ　略］

九の二　法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びノに掲げるものを除く。）

ロ　第八号ロからホまでに掲げる書類

ハ　総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ニ　ネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ホ　安定品質を確保するための措置に関する説明書

ヘ　その他イからホまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十　法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びノに掲げるものを除く。）

［ロ～ニ　略］

十一　法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。）　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ、ラ及びノに掲げるものを除く。）

［ロ・ハ　略］

十二　法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又は特定携帯電話用設備　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ソ及びノに掲げるものを除く。）

［ロ～ニ　略］

十二の二　法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、ＰＨＳ用設備　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ソ及びノに掲げるものを除く。）

［ロ～ニ　略］

八の二　［同上］

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ヰ、ノ及びクに掲げるものを除く。）

［ロ～ト　同上］

九　法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）

［ロ・ハ　同上］

［新設］

十　［同上］

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）

［ロ～ニ　同上］

十一　［同上］

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ、ヰ及びクに掲げるものを除く。）

［ロ・ハ　同上］

十二　［同上］

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ソ及びクに掲げるものを除く。）

［ロ～ニ　同上］

十二の二　［同上］

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ソ及びクに掲げるものを除く。）

［ロ～ニ　同上］